

御殿場市授業料利用者負担額表

各月初日の支給認定子どもの属する世帯の階層区分			月額（円）		
階層区分	定義		最年長	2人目	3人目以降
1	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）		0	0	0
2	当該年度分の市町村民税非課税世帯		2,000	0	
3	当該年度分の市町村民税の課税額が均等割額のみ在世帯		3,000	0	
4	当該年度分の市町村民税の課税額のうち、所得割額	48,600 円未満	6,000	3,000	
5		48,600 円以上 62,000 円以下	7,000	3,500	
6		62,001 円以上 77,100 円以下	7,000	3,500	
7		77,101 円以上 97,000 円以下	8,000	4,000	
8		97,001 円以上 128,000 円以下	9,000	4,500	
9		128,001 円以上 169,000 円以下	10,000	5,000	
10		169,001 円以上 199,000 円以下	12,000	6,000	
11		199,001 円以上 211,200 円以下	13,000	6,500	
12		211,201 円以上	17,000	8,500	

- ※1 この表に記載されている金額とは別に、入園時に入園受入準備料が1,000円かかります。
- ※2 扶養する子どもが**2人**の場合には、小学校3年生以下の範囲内で、生計を同一とし、特定教育・保育施設等を利用する子どもを上の子から順に第1子、第2子…とカウントします。
- ※3 扶養する子どもが**3人以上**の場合や階層区分が**1～6**の場合、生計を同一とする子どもを上の子から順に第1子、第2子…とカウントします。
- ※4 ひとり親世帯や世帯に在宅障害児(者)がいる世帯で、市町村民税課税額が一定以下の場合、授業料が減額となる場合があります。詳細については、御殿場市役所保育幼稚園課までお問い合わせください。

<重要>

- 世帯の状況が変わった（離婚でひとり親になった、婚姻等でひとり親ではなくなった、扶養する子どもの人数が変わった、同じ世帯に障害手帳等をお持ちの方が増えた（減った）など）場合は、料金が変わりますので、速やかに保育幼稚園課までご連絡ください。
- 料金の変更については、原則、申請していただいた月の翌月となります。事情により申請できない場合はご相談ください。